

○越谷市木造住宅耐震診断士登録制度実施要綱

平成18年6月28日

告示第191号

改正 平成31年3月11日告示第67号

(趣旨)

第1条 この要綱は、越谷市既存建築物耐震診断補助金交付事業(以下「耐震診断補助金交付事業」という。)における耐震診断を行う越谷市木造住宅耐震診断士(以下「耐震診断士」という。)の登録について、必要な事項を定めるものとする。

(講習会)

第2条 市長は、耐震診断士の養成を目的として、耐震診断及び耐震診断補助金交付事業に関する講習会を開催するものとする。

(耐震診断士の要件)

第3条 耐震診断士の登録を申請することができる者は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録を受けている建築士事務所(市内に所在する事務所又は市内に所在する建築士会、建築士事務所協会等の団体に所属している事務所に限る。以下同じ。)に所属している同法第2条第1項に規定する建築士で、前条の講習会又はそれと同等の内容と市長が認める講習会等(以下「講習会等」という。)を修了したものとする。

(耐震診断士の業務)

第4条 耐震診断士は、当該耐震診断士が所属する建築士事務所が耐震診断補助金交付事業による補助金交付対象者から委託を受けた耐震診断に係る業務を行うものとする。

(耐震診断士の責務)

第5条 耐震診断士は、前条の業務を行うに当たり知り得た秘密を漏らしてはならない。耐震診断士でなくなった後も、また、同様とする。

2 耐震診断士は、前条の業務を行うに当たり、耐震診断に係る業務以外の業務を行ってはならない。

3 耐震診断士は、耐震診断士の名称を使って前条の業務以外の業務を行ってはならない。

(登録の申請)

第6条 耐震診断士の登録を受けようとする者は、講習会等を修了した日の翌日から起算して1年以内に越谷市木造住宅耐震診断士登録申請書(第1号様式)により市長に申請しなければならない。

(登録の実施)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、耐震診断士として登録することが適当と認めるときは、越谷市木造住宅耐震診断士登録簿(以下「登録簿」という。)に登録するとともに、越谷市木造住宅耐震診断士登録証明書(第2号様式)を申請者に交付するものとする。

(登録事項の変更の届出)

第8条 前条の規定により登録された耐震診断士は、登録された事項に変更があったときは、越谷市木造住宅耐震診断士登録事項変更届(第3号様式)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第9条 市長は、登録された耐震診断士が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する耐震診断士の要件に該当しなくなったとき。

(2) 虚偽その他の不正な手段により登録を受けたとき。

(3) 第5条の規定に違反したとき。

(4) その他市長が登録を取り消すことが必要と認めるとき。

2 自ら登録の取消しを行おうとする耐震診断士は、越谷市木造住宅耐震診断士登録取消届(第4号様式)により市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による登録の取消しを行ったとき又は前項の規定による登録取消しの届け出があったときは、当該取消しの対象となる耐震診断士を登録簿から抹消するとともに、越谷市木造住宅耐震診断士登録証明書を返還させるものとする。

(登録簿の閲覧)

第10条 登録簿は、越谷市役所都市整備部建築住宅課において閲覧に供するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年告示第67号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前のそれぞれの要綱の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの要綱の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。